

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

2025 年 6 月 24 日

東京都府中市府中町一丁目 9 番地
株 式 会 社 テ ィ ム ス
代 表 取 締 役 若 林 拓 朗

当社は、2025 年 6 月 13 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対して下記の内容の新株予約権を発行することを決議しましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役及び従業員 2 名 548 個

ただし、上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

なお、本新株予約権について上記割当予定数全てが発行された場合に本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 54,800 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金額又はその算定方法及びその払込期日

各本新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算出した 1 株当たりのストック・オプションの公正な評価単価に、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。

これは新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。

払込期日は 2025 年 7 月 10 日とする。

なお、当社は本新株予約権の割当てを受ける者に対し、その割当てを受ける本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、新株予約権の割当てを受け

た者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権の行使の期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2025 年 7 月 11 日から 2040 年 7 月 10 日とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員

員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

- i. 新株予約権の割当日から1年を経過した日
割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができる。次号において同じ。）
- ii. 新株予約権の割当日から2年を経過した日
割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数
- iii. 新株予約権の割当日から3年を経過した日
割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

- ② 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ④ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(6) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

4. 新株予約権の割当日

2025年7月10日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(5)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、

当該新株予約権者が有する新株予約権のうちベスティングされていないものを無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3. (1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3. (2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6. (3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (5)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以上